

令和3年 太田市教育委員会6月定例会会議録

開会年月日	令和3年6月1日(火曜日) 午後2時		
閉会年月日	令和3年6月1日(火曜日) 午後2時40分		
開会場所	尾島庁舎 3階 教育委員会室		
	議 案 (件 名)		結 果
議案第24号	太田市奨学金貸与条例施行規則の一部改正について		可決
議案第25号	太田市文化財保護審議会委員の委嘱について		可決
議案第26号	太田市立資料館及び記念館等運営委員会委員の委嘱について		可決
議案第27号	太田市青少年センター運営協議会委員の委嘱について		可決
議案第28号	太田市社会教育委員の委嘱について		可決
出席者	恩 田 由 之 (教育長) 池 田 光 男 (教育長職務代理者) 野 村 路 子 (委員) 倉 嶋 慶 秀 (委員)		欠席委員
	事務局	教育部長、管理担当副部長、指導担当副部長、 教育総務課長、学校施設管理課長、学校施設 管理課主幹、文化財課長、青少年課長、学校 教育課長、市立太田高校事務長、教育総務課 総務係長 市民生活部副部長兼生涯学習課長、(文化スポーツ部スポーツ担当副部長、文化スポーツ部文化芸術 担当副部長、文化スポーツ総務課長、スポーツ振興 課長、スポーツアカデミー担当課長、スポーツ施設管理 課長、文化課長、学習文化課長、美術館・図 書館長、芸術学校担当課長、福祉こども部副 部長、こども課長) () は欠席者	書記・記録
議 題 及 び 議 事 の 大 要			
会議録署名委員の 指名	池 田 光 男 委 員		
	倉 嶋 慶 秀 委 員		

大関係長：

皆様、こんにちは。本日は定例会の開会に先立ちまして、教育部長よりご報告がございます。春山部長よりお願いいたします。

春山部長：

皆様、こんにちは。本日は6月の教育委員会定例会にご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

ご報告でございますけれども、去る5月14日の太田市議会5月臨時会で提出されました「議案第50号太田市教育委員会委員任命の同意」につきまして、満場一致で、倉嶋慶秀（くらしま けいしゅう）様が議会の同意を得られました。

本日、6月1日付けで、本庁において市長から太田市教育委員会委員としての任命がされたところでございます。ご報告申し上げます。

倉嶋委員さんには、本市の教育行政発展のために、今後ご指導いただければ幸いに存じます。どうぞよろしくお願いいたします。以上であります。

大関係長：

それでは、ここで倉嶋委員から一言、就任のご挨拶をいただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

倉嶋委員：

只今ご紹介をいただきました、本日付で教育委員を承りました倉嶋と申します。日常は、あすなろこども園の園長ということで、教育委員会の皆様にお世話になる前の子どもたちと関わりを持っているところでございます。

先ほどの就任式の時にも少しお話しさせていただいたのですが、（子どもたちを小学校に）送り出すにあたって、大きな出来事が以前ありました。その時に、教育委員会の皆様にも本当にお世話になった経緯がありまして、太田の教育委員会のすばらしさを実感したことがありました。細かく話すと非常に長くなってしまいますけれども、一つの家庭、一人の児童、一人の子育て・教育に対して、本当に寄り添っていただいた経験がございまして、いつか感謝として返す機会があればと思っておりましたところ、この度こういった（教育委員就任の）お声がけをいただきました。そこで、私によければ、微力ですがお受けいたしますということで、承りました。

大変経験不足なところもあると思っておりますけれども、しっかりと勉強しながら頑張っていきたいと思っておりますので、ご指導ご鞭撻をお願いいたします。

大関係長：

ありがとうございました。

続きまして、本日出席しております教育委員会事務局及び関係部局職員より、自己紹介を申し上げます。それでは教育部長から順番にお願いいたします。

- ① 春山 教育部長
 - ② 大谷 管理担当副部長
 - ③ 武井 指導担当副部長
 - ④ 小川 教育総務課長
 - ⑤ 井上 学校施設管理課長
- (以下続く・・・)

大関係長：

それでは、これより、令和3年 教育委員会6月定例会となります。
本日傍聴者はありません。それでは教育長、進行をお願いいたします。

議長（教育長）：

令和3年6月太田市教育委員会定例会を開会いたします。
日程第2 教育長職務代理者の指名を行います。
このことについて、事務局より説明をお願いします。

大関係長：

それでは、教育長職務代理者の指名についてご説明申し上げます。
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、第13条第2項では、「教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を行う」旨が、規定されております。
これまで教育長職務代理者を務めておりました金田委員が、令和3年5月31日、昨日付けで太田市教育委員会委員の任期を満了し、退任されました。
したがって、教育長職務代理者を新たに指名する必要性が生じたことから、本日、6月1日付けで教育長職務代理者の指名を行うものです。
説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長（教育長）：

それでは、教育長職務代理者の指名を行わせていただきます。
教育長職務代理者には、池田委員を指名いたします。

池田委員：

お受けいたします。よろしくお願いいたします。

議長（教育長）：

それでは、池田委員様から一言、ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

池田委員：

職務代理者に指名されました、池田でございます。前の金田先生のようにはうまくいきませんが、誠心誠意務めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（教育長）：

ありがとうございました。

次に、日程第3 会議録署名委員は池田委員、倉嶋委員にお願いします。

続きまして、日程第4 教育長報告を申し上げます。

倉嶋委員様におかれましては、ぜひご経験を活かしていただいて、新しい風を吹かせていただけたらと思います。また、池田委員様には大変お世話になりますが、リーダーシップを発揮していただいて、よろしくお願いいたします。

やや減少傾向のコロナですが、まだインド株とか、ベトナム株とか脅威を見据えながら、油断しない教育行政への対応をお願いいたします。また、6月、梅雨に入ります。議会も始まりますので、体調に十分注意されて市民や子どもたちのためにご尽力ください。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、春山部長から報告をお願いします。

春山部長：

ただいま、教育長からも新型コロナの話がございましたけれども、私からも新型コロナに関連した、教育部でのいろいろな動きについて、いくつかご報告をさせていただきます。

ご案内のとおり、新型コロナウイルスにつきましては、日本全体としてはやや減少傾向ということのようでございますけれども、沖縄などでは過去最高ということもございまして、また先が見えないところであります。県内や太田市における状況を見ますと、現時点での認識でありますけれども、いわゆる第4波のピークは4月中旬から5月中旬ごろまでであったかなと思っております。ここ1~2週間は、だいぶ減少しております、やや落ち着いて来ているところでございます。本市におきましても、旧菰川西小学校を利用した県の集団接種センターが動き出しまして、高齢者に対するワクチン接種が始まったところでございます。より感染力が強いと言われている変異株が主流になっていくなど、予断を許さない状況であります。

そこで、学校でありますけれども、水泳の授業などは難しいというふうに考えておりますし、その他の諸行事も制限をしたり、あるいは形を変えたりしての実施を考えざるを得ない状況であると考えております。

また、文化財課所管の諸施設や、青少年課所管の金山キャンプ場や宝南センターなど、市民の皆様の利用に供している施設についても、利用の休止や制限を行っているところであります。さらに、青少年の交流事業につきましても、このような状況下で直接の交流は難しいと判断をしております、オンラインなどを利用した別の形を考えているところであります。

まずは、安全・安心を第一に、感染症対策を徹底しながら、可能な限りの学校運営、

また諸行事の継続に努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（教育長）：

ありがとうございました。

次に、日程第5 議事に入ります。本日は、協議案件が5件、事務報告が2件ございます。

それでは、最初に議案第24号「太田市奨学金貸与条例施行規則の一部改正について」教育総務課長から説明願います。

教育総務課長：

「太田市奨学金貸与条例施行規則の一部改正について」 【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑等はございませんか。

池田委員：

今までに、連帯保証人さんが返済するという案件はあったのですか。

教育総務課長：

今まではございません。

池田委員：

トラブルがあったときは、どうなさるのですか。

教育総務課長：

返済に関するトラブルというと滞納になるかと思いますが、その際は申請者本人に催告の電話とかあるいは催告状の送付といったことを行っておりまして、そこまでの段階で今のところは何らかの形で返済をしていただいております。連帯保証人にまで話が及んだということは、ございません。

池田委員：

わかりました。ありがとうございます。

議長（教育長）：

他に、ご意見等ございませんか。

野村委員：

連帯保証人の意味ですけれども、今までは「日本国内に住所を有する成年者」とい

うのは「両親」で良かったということでしょうか。それが両親ではだめになったということなのでしょうか。二人必要なのですけれど、「父」と「母」でも良かったのか、これからは、「父または母」と「それ以外から一人」とした、二人を連帯保証人として設けなければならないということでしょうか。

教育総務課長：

これまでは、第1号で「父または母」、第2号で「父または母以外」を求めたかったのですけれども、現行の条文で行きますと、第2号が「日本国内に住所を有する成年者」ということで、例えば第1号でお父さん、第2号でお母さんが連帯保証人として認められてしまう条文になっておりました。そのため、これを変えて、第1号で「父または母」、第2号で「父または母以外」を連帯保証人として求めています。

野村委員：

わかりました。ありがとうございました。

議長（教育長）：

他に、ご意見等はございますか。

野村委員：

連帯保証人の方が、亡くなられてしまった場合で、もしも代替りの連帯保証人が見つからなかった場合は、奨学金の支給は止まってしまうのでしょうか。

教育総務課長：

実例がないのですけれども、その際は協議をさせていただく形になるかと思います。

議長（教育長）：

よろしいでしょうか。

野村委員：

はい。

議長（教育長）：

他に、ご意見等はございますか。ないようですので、原案のとおり承認ということでお願いいたします。

続きまして、議案第25号「太田市文化財保護審議会委員の委嘱について」文化財課長から説明願います。

文化財課長：

「太田市文化財保護審議会委員の委嘱について」 【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑等はございませんか。

池田委員：

これは、どのくらいの財源があるのですか。

文化財課長：

財源としては、申し訳ありませんが、具体的な数字は持ち合わせておりませんが、会議につきましては、概ね2回行ってございまして、その際の日当、そして遠方の方につきましては交通費の支給という形になります。

池田委員：

太田市にある文化財を所有者から買い取るということはないのですか。

文化財課長：

所有者の方の申し出で、買う場合もございますが、これまでのところ買い上げというのは、実績としてはほとんどございません。資料に関しては、多くの場合が寄託といたしまして、私どもの方でお預かりするということが多いです。

池田委員：

その寄託されたものを保管するためにコストがかかると思いますが、それは年間にどのくらいかかるのでしょうか。

文化財課長：

それぞれの資料群等で収蔵庫がございまして、その中で私どもが所有しているものと一緒に保管・管理しておりますので、そのためだけの別途な経費というのはございません。

池田委員：

費用としては、まったくないということによろしいですか。

文化財課長：

はい。

池田委員：

そのうち収蔵しているところから、何とかしてくれということが来るのではないかと思うのですが、その時はこういった対応をなさるのですか。

文化財課長：

財産の購入という形になりますので、一般的な財産の購入と同じように、まず金額を算定して、市長等の決裁を受けて購入する・しないという形になります。

池田委員：

預けてあるところから、保管費用を持ってくれという話は出ませんか。

文化財課長：

こちらからは請求はしていません。お預かりする資料に関しましては、なんでも預かるというわけでもございません。当然、お預かりした資料に関しては、こちらとしても活用を前提ということになりますので、そういった中で、お預かりする・しないも含めて、十分検討したうえで対応しているという状況でございます。

池田委員：

わかりました。

議長（教育長）：

他に、ご意見等はございますか。ないようですので、原案のとおり承認ということでお願いします。

次に、議案第26号「太田市立資料館及び記念館等運営委員会委員の委嘱について」文化財課長から説明願います。

文化財課長：

「太田市立資料館及び記念館等運営委員会委員の委嘱について」

【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑等はございませんか。

議長（教育長）：

ご意見等ないようですので、原案のとおり承認ということでお願いします。

次に、議案第27号「太田市青少年センター運営協議会委員の委嘱について」青少年課長から説明願います。

青少年課長：

「太田市青少年センター運営協議会委員の委嘱について」

【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑等はありませんか。

議長（教育長）：

ご意見等はありませんので、原案のとおり承認ということでお願いします。

次に、議案第28号「太田市社会教育委員の委嘱について」生涯学習課長から説明願います。

生涯学習課長：

「太田市社会教育委員の委嘱について」 【提案理由説明】

議長（教育長）：

只今の説明につきまして、ご質疑等はありませんか。

議長（教育長）：

ご意見等はないようですので、原案のとおり承認ということでお願いします。

続いて、日程第6 事務報告を取り扱います。

はじめに、「太田市青少年問題協議会委員の任命について」青少年課長、報告願います。

青少年課長：

「太田市青少年問題協議会委員の任命について」 【概要報告】

議長（教育長）：

只今の報告につきまして、ご質疑等はありませんか。

議長（教育長）：

ご意見等はないようですので、次の報告事項「第43回少年の主張太田市大会について」、青少年課長、報告願います。

青少年課長：

「第43回少年の主張太田市大会について」 【概要報告】

議長（教育長）：

只今の報告につきまして、ご質疑等はありませんか。

池田委員：

開催はするということですね。

青少年課長：

東毛大会へ推薦する代表を選ばないといけませんので、開催はいたします。ただ、今のところ会場に発表者を集めるという開催方法を考えているのですが、これ以上コロナの感染症が拡大するようでしたら、また別の開催方法を考え、6名の代表を決めたいと思っております。

池田委員：

わかりました。

議長（教育長）：

他に、ご意見等ございますか。ないようですので、以上で事務報告を終了します。事務局から連絡はありますか。

大関係長：

事務局から連絡いたします。

教育委員会7月定例会を7月6日 火曜日、午後2時から、尾島庁舎、教育委員会室で開催予定でございます。よろしくお願いいたします。以上です。

議長（教育長）：

以上をもちまして、本日の議事を全て終了し、6月定例会を閉会いたします。ありがとうございました。